２００４．９．５

　●知事選で佐藤栄佐久氏が県政史上初の５選（５日）　知事選で現職の佐藤栄佐久氏が、県労連議長の小川英雄氏を大差で破り５選を果たした。４期１６年におよぶ佐藤県政の評価が最大の争点だった。投票率は過去最低の５０．７６％。

00285 2004年08月31日 朝刊 福島１ 031 01857文字

原発　重み増す発言力（県政点検　０４知事選：１）　／福島

　６月２９日、県庁特別室。東京電力福島第二原発２号機の運転再開を認めるかどうかの、関係部長会議が開かれていた。

　原子力安全グループの担当者が、原子炉格納容器の気密性を調べる漏洩（ろうえい）率検査について説明を始めた時だ。佐藤栄佐久知事が口を挟んだ。「過去のデータはどうなっている。東電の言うことをうのみにしてはだめだ」

　２号機では５月１４日、国が定期検査の最終段階で行った漏洩率検査で異常値が出た。東電は「気温の変化によるもの」と説明したが、知事は納得しない。結局、６月２９日を皮切りに計６回の会議を重ね、８月５日にようやく運転再開を認めた。

　■募る不信感

　県の原発行政は、佐藤知事の４期目で大きく変わった。最大の変化は、国が安全性に問題はないと運転を認めた原発に対し、県が改めて独自の調査をするようになったことだ。東電は事実上、国だけではなく県のＯＫがないと原発を運転できなくなった。

　政策転換のきっかけは０２年８月。東電が原子炉内のシュラウド（炉心隔壁）のひび割れなどを虚偽に記録していた「トラブル隠し」の発覚だった。翌９月には、第一原発１号機の漏洩率検査でデータの偽装工作が発覚した。

　それまで県は、国や東電に翻弄（ほんろう）され続けてきた。例えば第二原発３号機でポンプの部品が脱落した８９年。「すべての部品を回収する」という東電の約束は、国の安全宣言を理由にほごにされた。９３年には、再処理工場の増設を条件に使用済み核燃料プールの建設を容認したのに、再処理工場の増設はいまだにメドが立たないままだ。

　県が独自の調査を打ち出した背景には、こうした不信感があった。相次ぐ不祥事の発覚で県内全１０基の原発を止めた東電と国も、県に従わざるを得なくなった。

　■独自に検討

　使用済み核燃料の再利用を目指す国の核燃料サイクルに対しても、県は「立ち止まって、国民的議論をしたうえで判断すべきだ」と主張している。内外の専門家を招いて独自に検討を重ねた結論で、０２年９月には、リサイクルした核燃料を福島第一原発３号機で燃やすプルサーマル計画の受け入れも撤回した。

　国はいま、原子力政策の根幹となる原子力開発利用長期計画（長計）の見直しを進めている。その焦点は、核燃料サイクルを推進し続けるか否かだ。今月９日には関西電力美浜原発で１１人が死傷する蒸気噴出事故が起き、福井県の西川一誠知事がプルサーマル計画の受け入れ保留を表明した。

　県の主張は実を結ぶのか。議論の行く先が注目されている。（坪谷英紀）

　　　◇

　知事選が９月５日に投開票される。この４年の間に福島県の何が変わり、変わらなかったのかを点検する。

　○妥協許さぬ姿勢で　佐藤栄佐久候補

　原発に対する規制については、客観性を高めるため、原子力安全・保安院と経済産業省の分離を求めている。核燃料サイクルについては、いったん立ち止まり、適切な政策評価を行って国民的議論の俎上（そじょう）に載せた上であり方を決めるべきだと、国に強く要請している。

　今後も、県民の安全・安心の確保については妥協を許さない姿勢で臨む。立地地域の振興では原発との共生、自立の視点が不可欠である。地域振興計画に基づき、廃炉後も見据えた地域づくりに着実に取り組んでいく。

　○廃炉考えるべき時　小川英雄候補

　知事が核燃料サイクルの見直しを政府に求めているのは、私の主張と一致している。しかし、独立した国の規制機関はできず、ひびがあっても運転できる維持基準が導入された。「安全神話」から脱却できない事業者と国に、県が運転を認めたことは不信を与える。

　原発は廃炉を具体的に考えるべきだ。首都圏にエネルギーを供給するために県内資源を犠牲にした結果、地域格差を生み、地域に根ざした産業の育成が後回しにされてきた。原発に頼らない地域振興に全力を尽くす。

00058 2007年12月27日 朝刊 福島中会・１地方 025 01953文字

 　＜１月＞

　●本宮市が誕生（１日）　本宮町と白沢村が合併し、県内１３番目の市として誕生。新市長には２月の選挙で佐藤嘉重・前本宮町長が就任した。

　●矢祭もったいない図書館がオープン（１４日）　町民の要望を受け、町が作った。全国から寄贈された図書は４３万冊。

　●前知事実弟に有罪判決（２２日）　０４年の知事選で、佐藤栄佐久前知事の陣営が多額の裏金を使ったとされる事件の判決が福島地裁であり、公職選挙法違反（買収など）の罪に問われた前知事実弟の佐藤祐二被告に執行猶予つきの有罪判決。